「種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する
告示案についての意見・情報の募集」の結果について

令 和 ８ 年 ３ 月２３日
輸出・国際局知的財産課

「種苗法第二条第七項の規定に基づく重要な形質を定める件の一部を改正する告示案」について、令和７年10月20日から令和７年11月18日までの間、e-Gov等を通じて、広く意見を募集したところ、御意見は寄せられませんでした。

なお、本告示案につきましては、パブリックコメントに付した案に技術的修正を行った上で、別添のとおり定めることとしました。

公示にあたっては、３月に予定している種苗法施行規則の改正で定めた区分のうち、重要な形質を定めるものを公示します。なお、パブリックコメントに付した案のうち、ホソバタイセイ、キリ及びカノコソウについては、当該区分を新設する種苗法施行規則の改正を令和８年５月目途に行う予定であり、当該区分の重要な形質を定める告示の改正も、同時期に公示します。

皆様の御協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問合せ先
農林水産省輸出・国際局知的財産課
代表：03-3502-8111(内線4290)
直通：03-6738-6445